

消食基第159号
令和8年3月26日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」の一部改正及び一部訂正について

食品用器具及び容器包装に係るポジティブリスト制度において、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等については、「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」（令和5年11月30日付け厚生食基発1130第1号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知）でお示ししてきたところです。

今般、事業者からの要請に基づき、基材を構成するモノマー等を変更するため、当該通知について別紙1のとおり一部改正し、本日から適用します。また、内容の一部に誤りがあったことから、別紙2のとおり訂正します。

つきましては、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏のないよう配慮をお願いします。

(改正は、傍線を付した部分。)

改正後	改正前																																
<p style="text-align: right;">別紙 12</p>	<p style="text-align: right;">別紙 12</p>																																
<p>エステル結合を主とする重合体</p>	<p>エステル結合を主とする重合体</p>																																
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 491 620 539">名称</th> <th data-bbox="622 491 1081 539">使用制限等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 541 620 675">必須モノマー</td> <td data-bbox="622 541 1081 675">次のアルコール類及び酸類の合計は重合体の構成成分に対して 50mol%以上であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 676 620 724">酸類</td> <td data-bbox="622 676 1081 724"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 726 620 774">(略)</td> <td data-bbox="622 726 1081 774"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 775 620 858">2, 5 - フランジカルボン酸</td> <td data-bbox="622 775 1081 858">メチルエステルを含む。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 860 620 908">4 - ヒドロキシ酪酸</td> <td data-bbox="622 860 1081 908"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 909 620 957">(略)</td> <td data-bbox="622 909 1081 957"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 959 620 999">(略)</td> <td data-bbox="622 959 1081 999">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用制限等	必須モノマー	次のアルコール類及び酸類の合計は重合体の構成成分に対して 50mol%以上であること。	酸類		(略)		2, 5 - フランジカルボン酸	メチルエステルを含む。	4 - ヒドロキシ酪酸		(略)		(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 491 1552 539">名称</th> <th data-bbox="1554 491 2013 539">使用制限等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 541 1552 675">必須モノマー</td> <td data-bbox="1554 541 2013 675">次のアルコール類及び酸類の合計は重合体の構成成分に対して 50mol%以上であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 676 1552 724">酸類</td> <td data-bbox="1554 676 2013 724"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 726 1552 774">(略)</td> <td data-bbox="1554 726 2013 774"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 775 1552 858">2, 5 - フランジカルボン酸</td> <td data-bbox="1554 775 2013 858">メチルエステルを含む。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 860 1552 908">(新設)</td> <td data-bbox="1554 860 2013 908"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 909 1552 957">(略)</td> <td data-bbox="1554 909 2013 957"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 959 1552 999">(略)</td> <td data-bbox="1554 959 2013 999">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用制限等	必須モノマー	次のアルコール類及び酸類の合計は重合体の構成成分に対して 50mol%以上であること。	酸類		(略)		2, 5 - フランジカルボン酸	メチルエステルを含む。	(新設)		(略)		(略)	(略)
名称	使用制限等																																
必須モノマー	次のアルコール類及び酸類の合計は重合体の構成成分に対して 50mol%以上であること。																																
酸類																																	
(略)																																	
2, 5 - フランジカルボン酸	メチルエステルを含む。																																
4 - ヒドロキシ酪酸																																	
(略)																																	
(略)	(略)																																
名称	使用制限等																																
必須モノマー	次のアルコール類及び酸類の合計は重合体の構成成分に対して 50mol%以上であること。																																
酸類																																	
(略)																																	
2, 5 - フランジカルボン酸	メチルエステルを含む。																																
(新設)																																	
(略)																																	
(略)	(略)																																

別紙 17

アミド結合を主とする重合体（アジリジン又は2-エチルー2-オキサゾリンを主なモノマーとする重合体を含む。）

(略)

名称	使用制限等
必須モノマー	次のアミン類及び酸類の合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。
アミン類	
(略)	
ラウロラクタム	
<u>1,5-ペンタンジア</u> <u>ミン</u>	
(略)	
(略)	(略)

別紙 17

アミド結合を主とする重合体（アジリジン又は2-エチルー2-オキサゾリンを主なモノマーとする重合体を含む。）

(略)

名称	使用制限等
必須モノマー	次のアミン類及び酸類の合計は重合体の構成成分に対して50%以上であること。
アミン類	
(略)	
ラウロラクタム	
(新設)	
(略)	
(略)	(略)

訂正箇所	正	誤																																												
<p>別紙 17「アミド結合を主とする重合体（アジリジン又は 2-エチル-2-オキサゾリンを主なモノマーとする重合体を含む。）の「必須モノマー」</p> <p>※「水素化及び二量化処理された不飽和脂肪酸」の掲載位置を、「アミン類」から「酸類」に変更</p>	<p style="text-align: right;">別紙 17</p> <p>アミド結合を主とする重合体（アジリジン又は 2-エチル-2-オキサゾリンを主なモノマーとする重合体を含む。）</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="577 520 1267 1343"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用制限等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必須モノマー</td> <td>次のアミン類及び酸類の合計は重合体の構成成分に対して 50%以上であること。</td> </tr> <tr> <td>アミン類</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td> (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>酸類</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> バレロラクトン</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>水素化及び二量化処理された不飽和脂肪酸</u></td> <td><u>脂肪酸は炭素数が 18 のものに限る。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用制限等	必須モノマー	次のアミン類及び酸類の合計は重合体の構成成分に対して 50%以上であること。	アミン類		(略)		(削る)	(削る)	(略)		酸類		(略)		バレロラクトン		<u>水素化及び二量化処理された不飽和脂肪酸</u>	<u>脂肪酸は炭素数が 18 のものに限る。</u>	(略)	(略)	<p style="text-align: right;">別紙 17</p> <p>アミド結合を主とする重合体（アジリジン又は 2-エチル-2-オキサゾリンを主なモノマーとする重合体を含む。）</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1326 520 2016 1343"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用制限等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必須モノマー</td> <td>次のアミン類及び酸類の合計は重合体の構成成分に対して 50%以上であること。</td> </tr> <tr> <td>アミン類</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>水素化及び二量化処理された不飽和脂肪酸</u></td> <td><u>脂肪酸は炭素数が 18 のものに限る。</u></td> </tr> <tr> <td> (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>酸類</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> バレロラクトン</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用制限等	必須モノマー	次のアミン類及び酸類の合計は重合体の構成成分に対して 50%以上であること。	アミン類		(略)		<u>水素化及び二量化処理された不飽和脂肪酸</u>	<u>脂肪酸は炭素数が 18 のものに限る。</u>	(略)		酸類		(略)		バレロラクトン		(新設)	(新設)	(略)	(略)
名称	使用制限等																																													
必須モノマー	次のアミン類及び酸類の合計は重合体の構成成分に対して 50%以上であること。																																													
アミン類																																														
(略)																																														
(削る)	(削る)																																													
(略)																																														
酸類																																														
(略)																																														
バレロラクトン																																														
<u>水素化及び二量化処理された不飽和脂肪酸</u>	<u>脂肪酸は炭素数が 18 のものに限る。</u>																																													
(略)	(略)																																													
名称	使用制限等																																													
必須モノマー	次のアミン類及び酸類の合計は重合体の構成成分に対して 50%以上であること。																																													
アミン類																																														
(略)																																														
<u>水素化及び二量化処理された不飽和脂肪酸</u>	<u>脂肪酸は炭素数が 18 のものに限る。</u>																																													
(略)																																														
酸類																																														
(略)																																														
バレロラクトン																																														
(新設)	(新設)																																													
(略)	(略)																																													